

令和5年度3月定例記者会見 次第

日時：3月26日（火）14時00分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

①「糸島市戸建て住宅ニーズバンク」を開設

【市長発表】

コミュニティ推進課

②～わが家の未来、今できることから～

【市長発表】

空き家にしない『わが家の未来ノート』が完成

コミュニティ推進課

3 懇談・その他

引き続き、下記のとおり協定締結式を実施します。ご参加の程、お願いいたします。

【時間】定例記者会見終了後 【会場】応接室

①福岡県行政書士会との「災害時における被災者支援のための福岡県行政書士業務に関する協定」（危機管理課）

②嘉穂無線ホールディングス株式会社との「糸島市の地域づくりのための連携協力に関する協定」（コミュニティ推進課）

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：4月25日（木）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

『糸島市戸建て住宅ニーズバンク』を開設

市では、移住者の受け皿となる住宅を確保するため、使われていない戸建て住宅の活用の促進に取り組んでいます。

この度、糸島市内の戸建て住宅を、買いたい人・借りたい人が登録する「戸建て住宅ニーズバンク」の運用を開始します。

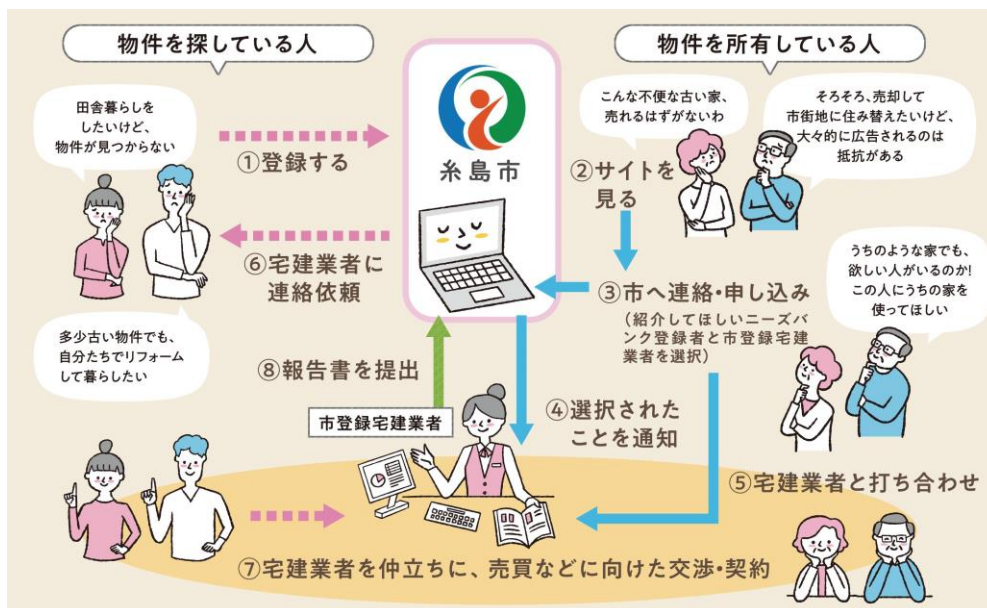
戸建て住宅ニーズバンクとは

戸建て住宅を探している人が、希望するエリアや間取りなどの条件を登録して、市のホームページ等を通して広く発信することで、「戸建て住宅を探している人」と「戸建て住宅の所有者」をつなぐ仕組みです。

現在、糸島市の戸建て住宅の流通については、所有者の方が「状態や条件が良くないと貸したり、売ったりできないのでは」と思い、物件が市場に出てこない状況にあります。そこで、戸建て住宅を探している人のニーズを広く発信することにより、所有者が物件を市場に出すきっかけをつくります。

登録できる人

- ①糸島市内で戸建て住宅を購入または賃借して、自ら居住したい個人
- ②糸島市のコミュニティ推進課職員等と対面またはオンラインで移住相談等を実施した人
- ③申請書提出時に本人確認ができる人（マイナンバーカード等）



糸島市戸建て住宅
ニーズバンク

【問い合わせ先】

糸島市 地域振興部コミュニティ推進課
人口減少地域対策係 担当：札本、甲斐
電話番号：332-2062
メール：community@city.itoshima.lg.jp

少し古くても
庭が広い戸建て
がいいね。

うちの家、使っ
てもらえるん
じゃない？



“探している人” と “所有している人”をつなぐ

「戸建て住宅ニーズバンク」 を開設しました。



戸建て住宅
ニーズバンク

賃貸借・売買とも宅建業者を介してマッチングを行います。

見方は裏面へ▶

物件を探している人へ

希望するエリアや間取りなど、住まいの希望を登録して、糸島市のホームページ等とおして、広く発信することで、不動産市場で公開されていない物件に出会える可能性が高くなります。

ぜひご登録ください。

登録要件 登録要件をすべて満たす人

- ①糸島市内で戸建て住宅を購入または賃借して、自ら居住したい人
- ②糸島市の定住支援員またはコミュニティ推進課職員、または地域コーディネーターと対面またはオンラインで移住相談等を実施した人（転居相談会・オンライン移住相談会参加者を含む）
- ③申請書提出時に本人確認ができる人（マイナンバーカード等）

登録の流れ

- ①登録希望者は、「糸島市戸建て住宅ニーズバンク登録票兼同意書・誓約書」を市へ提出してください。（郵送の場合はマイナンバーカード表面のコピーなど本人確認書類を添付してください。発送前に、市へ「氏名・連絡先・発送日」をお知らせください。）
- ②市で書類審査のうえ戸建て住宅ニーズバンクサイトに登録し、申請者へ市のホームページに掲載したことをお知らせします。

※登録票兼同意書・誓約書はこちらからダウンロードできます。▶



◀ ※紹介依頼票兼同意書・誓約書はこちらからダウンロードできます。

物件を持っている人へ

「探している人」の登録情報の中に、「この人にうちの家を提供したい」というニーズバンク登録者があれば、市へご連絡ください。市がマッチングを行い、宅建業者の仲立ちで、交渉・成約へと進みます。（条件等が折り合わず、成約に至らないこともあります。）

紹介希望者登録と建物要件

- ①戸建て住宅の所有者または賃貸・売買する権利を有し、戸建て住宅をニーズバンク登録者へ供する意思がある人
- ②供しようとする戸建て住宅が土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域に所在しないこと。また市が規定する「管理不全な状態」に該当しないこと

登録の流れ

- ①紹介希望者は、「糸島市戸建て住宅ニーズバンク紹介依頼票兼同意書・誓約書」を市へ提出（同時にニーズバンク登録宅建業者名簿から宅建業者を指名）してください。
- ②市で各種要件を審査のうえ紹介希望者リストへ登録し、完了をお知らせします。

問い合わせ：糸島市コミュニティ推進課 ☎092-332-2062

mail: community@city.itoshima.lg.jp

■ 「戸建て住宅ニーズバンク」 サイトの見方

移住・定住促進情報サイト「きっと満足 糸島生活」のトップページからアクセスする手順です。



「きっと満足 糸島生活」トップページ

「戸建て住宅ニーズバンク」説明ページが表示されます。
※表面のQRコードはこのページにリンクしています。

■ 「戸建て住宅のニーズ」掲載イメージ

糸島市戸建て住宅ニーズバンク情報リスト

登録No.	1	ニックネーム (年齢)	いとゴン (40歳)
希望の地域 (校区・行政区)	桜野校区、引津校区	希望する契約方法 売買/ 賃貸	賃貸
希望間取り	3LDK程度	希望階数	2階建て
購入 (賃貸) 希望価格	■万円	希望築年数	■年以内
敷地面積	200㎡程度	下水道	水洗化済み
建物の構造	木造	駐車場	1台以上
戸建て住宅の用途	住宅	希望する環境	海の近く
その他の希望	●●●●●●●●		
居住予定の家族構成	夫婦と子、小型犬1匹、金魚3匹	現在の住まい	県外 (■県)
アピール	自然豊かなところで子育てをしたいと思い、移住を考えるようになりました。 一度、家族で訪れた糸島が気に入っており、市へ移住相談をしたところ、ますます暮らしてみたいと思うようになりました。 子どもたちには、自然豊かな環境で、地域の行事や文化に触れながら、のびのび育ててほしいです。		

住まいの希望を
戸建て住宅ニーズバンクに登録
糸島市ホームページで広く発信



物件を探している人



物件を持っている人

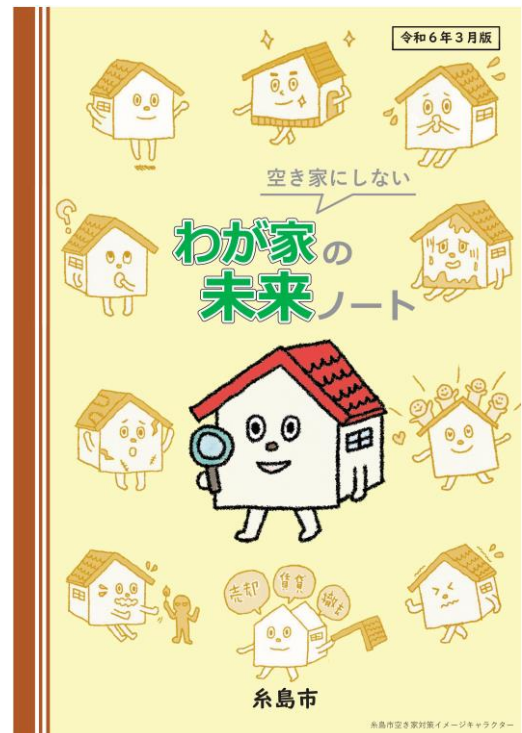
うちの家、使ってもらえるんじゃない？

～わが家の未来、今できることから～
空き家にしない『わが家の未来ノート』
が完成しました。

糸島市内で空き家が増えています。

空き家問題は、いまある空き家だけでなく、これから空き家になると予想される家への対策が、空き家問題の根本的な解決につながると考えます。また、戸建て住宅の所有者やその家族にとっても、空き家になる前の今のうちに必要な対策を講じることで、将来の負担を大きく減らすことができます。

この冊子は、市内の戸建て住宅所有者やそのご家族に向けて、早いうちからご家族で、わが家の未来について話し合うきっかけにさせていただき、利活用の検討や相続に向けた整理など「空き家予防」をしてもらうことを目的に作成しています。



空き家にしない『わが家の未来ノート』

- 仕様：フルカラー32ページ、A5版
- 配布場所：コミュニティ推進課窓口、コミュニティセンター、空き家相談会・セミナー、出前講座 など
- 内容：
 - ・空き家を放置すると生じる問題
 - ・自身のことや家系図をまとめてみよう
 - ・土地と建物の地番や所有者を登記簿などで確認しよう
 - ・利活用方法の紹介
 - ・わが家の未来について、想いを書こう
 - ・(参考) 相続に関する制度、相談できる関係団体 など



空き家にしない
『わが家の未来ノート』

【問い合わせ先】

糸島市 地域振興部コミュニティ推進課
人口減少地域対策係 担当：札本、甲斐
電話番号：332-2062
メール：community@city.itoshima.lg.jp